(2)　［略］

①　［略］

イ　インバランス対応相当額取引費用

ロ　［略］

［削る］

②　アンシラリーサービス取引費用（託送算定規則において自社アンシラリーサービス費として整理される発電費用相当額をいう。）

③～⑦　［略］

4～6　［略］

7．発生の主な原因を勘案して、送配電部門に係る固定資産（電源線及び附帯事業と共用するもの（附帯事業に係る部分に限る。）を除く。）を、水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備及び業務設備並びにこれらの建設仮勘定に配分することにより整理し、様式第1第4表により固定資産明細表を作成すること。

8・9　［略］

10．供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備（電源線及び前期以前に竣工済みとなったものを除く。以下この別表において「特定設備」という。）に係る投資額（当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。）について、様式第1第7表により特定設備投資額明細表を整理すること。

11～13　［略］

14．6．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第1第11表によりインバランス収支計算書を作成すること。

様式第1（第2条関係）

第1表

1　社内取引収益及び費用明細表

［削る］ ［削る］ 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益 電気事業雑収益相当額取引収益	

2　項目別明細表

(1)　基準託送供給料金相当額等取引収益

近接性評価割引相当額取引収益 インバランス対応相当額取引収益 インバランスの供給相当額取引収益 ［削る］ ［削る］	［略］

(2)　［略］

①　［略］

イ　インバランス対応取引費用

ロ　［略］

ハ　地帯間販売電源料取引費用（1．により整理された地帯間販売電源料に相当する額をいう。）

②　アンシラリーサービス取引費用（託送算定規則においてアンシラリーサービス費として整理される発電費用相当額をいう。）

③～⑦　［略］

4～6　［略］

7．発生の主な原因を勘案して、送配電部門に係る固定資産を、水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備及び業務設備並びにこれらの建設仮勘定から、固定資産を配分することにより整理し、様式第1第4表により固定資産明細表を作成すること。

8・9　［略］

10．供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備（以下この別表において「特定設備」という。）に係る投資額（当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。）について、様式第1第7表により特定設備投資額明細表を整理すること。

11～13　［略］

14．6．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第1第11表によりインバランス収支計算書等を作成すること。

様式第1（第2条関係）

第1表

1　社内取引収益及び費用明細表

接続検討料相当額取引収益 変更賦課金相当額取引収益 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益 ［新設］	

2　項目別明細表

(1)　基準託送供給料金相当額等取引収益

近接性評価割引相当額取引収益 ［新設］ インバランスの供給相当額取引収益 地帯間購入電源費取引収益 他社購入電源費取引収益	［略］